

# 相続が発生した！

## 相続発生後編\_4 —遺産分割協議②—

2024.4.18

小川FP・行政書士事務所  
あいちライフサイクルマネー  
小川 佳宏

# 遺産分割協議の手続

実際に相続が発生したらどうするの？



3か月の相続放棄、4か月の所得税の準確定申告、10か月の相続税申告期限はもう覚えたわよね。

もちろんよ。でも、実際、お父さんの残してくれる財産をどう分けたいのかな。

まずは、遺言書の有無を確認してね。公正証書だったら正本や副本が家の中に保管されていないか、自筆証書の現物か、法務局保管制度を利用していけば保管証がないか確認して、遺言書情報証明書の交付を請求して書いてある内容の確認をしてね。

遺言書の通りに分割するの？

もちろん、それがご主人の想いを最大限尊重することになるわね。でも、その通りに必ずしも分割しなくてもよいの。いろいろ条件あるけどね。

# 遺産分割協議の手続

でも家族だけで仲良く分割できるかしら。アパートとか、会社の株式は誰がどうしたいのか希望があるだろうし、それとお父さんの想いがあるかしら。



そうね。本当は遺言書を書く時に家族の考えも聞いておくといいわね。今から聞いてみたら。



順番はどうやって進めるのかな。



まず、1. 相続人を確定するの。これは問題ないわよね。でも第3者の行政書士がはいって相続情報一覧図を作ってもらうと後の手続が少し楽ね。



まあ、そうだけど、お父さんに隠し子や認知した子がいたら大変ね。もっとも、うちのお父さん、もてないから大丈夫。



次に2. 相続財産の確定をするの。これは、ご主人にどこに何があるかをきちんと聞いておくか、遺言書に記載してもらうことね。



# 遺産分割協議の手続

そうね。でないと探すのが一苦労かもね。



その通り。特に負債関係があればきちんと聞いておく必要があるわよ。でないと、借金を背負いこむことになるから、相続人は。

相続人と相続財産が確定したら、次はいよいよ3. 遺産分割協議ね。誰が進行役やみんなの疑問に答えるのかな。家族だけでできるものなの。



ううん、Yes/No両方ありね。仲がいいと順調にいくだろうし、意見が対立したりするとまとまらないかもしれないし。まずは、スムーズに協議が進むように行政書士に入ってアドバイスをもらいながら進めるといいわよ。

そうね。第3者が入るとあまり家族内のみっともない姿を見せたくないという心理も働くような気がするわ。



家族内の話合いがまとまったら、後は文書にして自署、実印で捺印すれば完成よ。文書にすることや名義変更手続も行政書士に依頼すればやってくれるわよ。



# 本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 遺産分割協議はステップごとに漏れのないように進めます。そのため、被相続人が事前に遺言書を残しておくと比較的、楽に進めることができます。
- ✓ ステップは、1. 相続人の確定、2. 相続財産の確定、3. 遺産分割協議、4. 遺産分割協議書の作成、自署捺印、5. 名義変更など相続手続と先を見て進めます。
- ✓ 行政書士をいれてアドバイスをもらいながら分割協議を行い、名義変更など依頼できる業務は依頼して進めるとよいでしょう。

# 遺産分割協議書 ～作成の手順～

申告期限の10か月のスケジュールを意識して協議、作成する必要があります。

相続人を確定する



相続財産を確定する



遺産分割協議を行う



遺産分割協議書の作成、署名、捺印

- ✓遺産分割協議は**相続人全員**で行う必要があります。
- ✓被相続人の**出生から死亡までの戸籍謄本**を入手します。
- ✓相続人が被相続人の兄弟姉妹の場合、**被相続人の親の出生から死亡までの戸籍謄本が必要になり非常に手間が増えます。**
- ✓協議の後になって、別の相続財産が発見されるとトラブルの元になります。
- ✓事前に漏れのないように確定させることが必要です。  
(**手続の後戻りで申告に間に合わない事態は避ける**必要があります)
- ✓誰が、どの財産を、どれだけ相続するかについて協議します。
- ✓**遺言書がある場合、必ずしも遺言書通りである必要はありませんが、相続人全員が合意する必要があります。(その他条件あり)**
- ✓特別受益、寄与分も相続人間での話し合いで決められます。
- ✓**被相続人の意思はできるだけ尊重**するのがよいですが、特定の相続人の遺留分を侵害している場合、話し合う必要があると思われます。
- ✓遺産分割協議書の様式に決まった様式はありません。
- ✓**手書き、パソコン**でもよいですが、パソコンが便利でしょう。
- ✓相続人全員が**署名、実印(名義変更)**で捺印、+**印鑑証明書**添付します。
- ✓**相続人の数だけ作成**して各自1部保管します。(割印必要)



# 遺産分割協議書 ～作成の手順～

相続関係説明図や法定相続情報一覧図を作成します。行政書士に依頼して作成することができます。

相続人を確定する



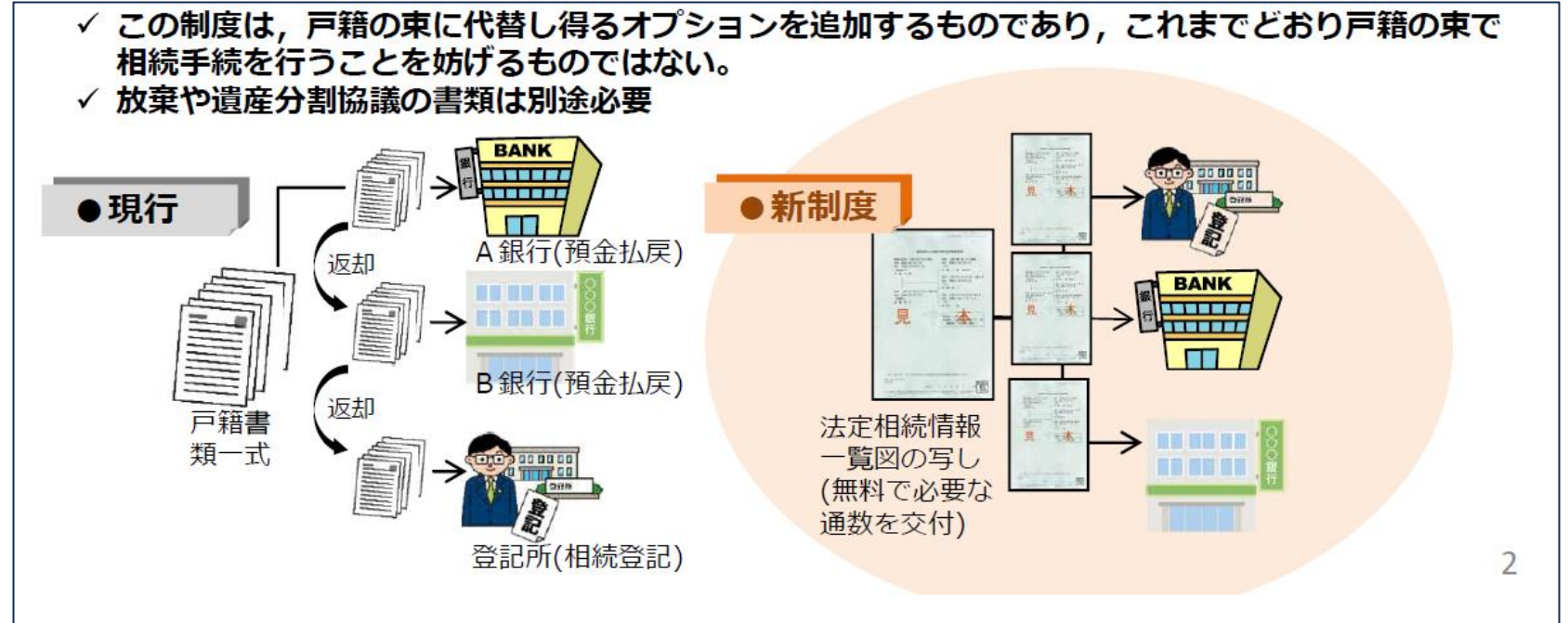
相続財産を確定する



遺産分割協議を行う



遺産分割協議書の作成、署名、捺印



出所：法務省民事局 法定相続情報証明制度について

# 遺産分割協議書 ～財産調査と確定～

遺産分割協議を揉めないためにも、まずはしっかりとした財産調査と財産目録の作成をします。

相続人を確定する



相続財産を確定する



遺産分割協議を行う



遺産分割協議書の作成、署名、捺印

## ✓不動産

- ・ **固定資産税の納付書から市役所で名寄帳**を入手します。（市町村単位）
- ・ **固定資産評証明書**で評価額がわかります。⇒ **建物の相続税評価額**
- ・ **登記簿当謄本、公図、建物図面、地積測量図**を法務局でとれます。
- ・ **路線価**を国税庁HPで調べましょう。⇒ **土地の相続税評価額**
- ・ 必要に応じて不動産の査定をします。（鑑定士の利用もある）

**名寄帳**とは、市区町村が作成している固定資産課税台帳を、**所有者別（＝納税義務者別）に一覧表**でまとめたもの。別の市町村だとその別の市町村でとります。

課税されている不動産しか載りません。非課税不動産（家の前の市道）は、法務局で公図をとって登記簿謄本を調べてみましょう。

※ 「名古屋市においては、納税義務者本人に対して課税資産を一覧にした課税明細書を毎年4月に納税通知書に同封して送付していることを考慮して、名寄帳の写しの交付を行っていません。課税明細書を紛失した場合は、再交付することができます」（出所：名古屋市HP）



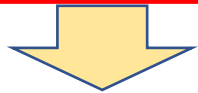
# 遺産分割協議書 ～財産調査と確定～

遺産分割協議を揉めないためにも、まずはしっかりとした財産調査と財産目録の作成をします。

相続人を確定する



相続財産を確定する



遺産分割協議を行う



遺産分割協議書の作成、署名、捺印

## ✓銀行預金

- ・通帳、キャッシュカードや銀行からの郵便物を探し、問い合わせをしましょう。
- ・死亡日時点での残高証明と現在までの**入出金明細**も取得します。
- ・相続税が発生する可能性が高い場合は、10年間の取引明細を発行してもらいます。  
⇒贈与税の持ち戻し期間が3年から**7年**に拡大、遺留分請求の時効は相続を**知った時から1年、発生から10年**です)

・全国にある金融機関に対して、一度の照会で、故人の口座を一括して把握する手続や方法はないので、手がかかりから地道に確認するしかない。

# 業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

## ● 個人のお客様のご相談

### ◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

### ◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

### ◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

## ● 各種セミナー

### ◆ 世代別セミナー

### ◆ テーマ別セミナー